

## 年金ミニ知識

問い合わせ 戸籍・年金担当  
☎ 76 - 2151 内線 222、223

### 年金情報の流出に便乗した詐欺にご注意ください

本年6月1日、日本年金機構において、保有している個人情報の一部が外部に流出したことについて公表があり、このことに便乗した詐欺事件が全国的に発生しています。

日本年金機構（年金事務所）から、電話や電子メールで連絡することはありません。

#### ▼このような電話は詐欺です！

◆年金機構の職員を名乗り、「あなたの年金番号が流出しました。変更で費用がかかる」と言ってお金を振り込ませる。  
◆年金事務所の職員を名乗り、「情報があるので変更手続きが必要です。振込先口座の通帳と印鑑を受取りに行きます」と言われ、通帳などをだまし取られる。

▼不審な電話や訪問があった場合、その場で回答せず、すぐに近くの警察へ相談してください。

- ・津別駐在所 ☎ 76 - 2610
- ・活汲駐在所 ☎ 76 - 4283
- ・本岐駐在所 ☎ 77 - 2230



## ご家庭における節電のお願い

日頃より、節電にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。  
今夏におきましても、引き続き、節電にご協力をお願いいたします。

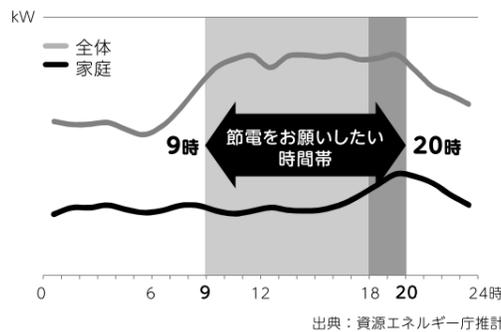
### ご家庭で節電をお願いしたい期間・時間帯

**7月1日(水)～9月30日(水) 平日9時～20時**

※お盆期間(8月13日および14日)を除く。

特にご家庭においては、電気のご使用が増える**夕方以降(18時～20時)の時間帯**のご協力をお願いします。  
なお、この夏の需要として見込んでいる定着節電量の水準(2010年度最大電力比:▲7.1%)を目安に節電をお願いいたします。

夏の平日のご家庭での電気の使われ方(イメージ)



### 節電にご協力いただきたい電気製品

照明、冷蔵庫、テレビなどを中心に、普段からお使いの電気製品の節電にご協力をお願いします。



## 〈地域消費喚起・生活支援型交付金事業〉 津別町プレミアム付商品券 7月下旬より販売します

～6月1日現在、津別町に住居登録のある世帯が対象です～

#### ◆一般プレミアム商品券

13,000円（1組）の商品券が1万円で買えます。

#### ◆福祉プレミアム商品券

（平成27年度町民税非課税世帯該当）  
13,000円（1組）の商品券が5千円で買えます。

- ・世帯単位の販売となります。1世帯2組までです。
- ・7月中旬、各世帯に購入案内通知を出します。
- ・事業は、津別町商工会に委託して実施します。
- ・販売日時等詳しくは新聞折込、役場ホームページ等でお知らせします。

問い合わせ先

産業振興課 商工観光グループ ☎ 76 - 2151(内線 315)

## 夏の交通安全運動

7月11日(土)～20日(月)

### 運動の重点

- 子供と高齢者の交通事故防止
- 飲酒運転、居眠りなど観光・レジャー型の交通事故防止
- 自転車・二輪車の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用

全道  
統一行動日  
7月13日(月)  
セーフティ  
コール



問い合わせ先

住民企画課 住民環境グループ  
☎ 76 - 2151 (内線 216)

## ～介護保険制度のお知らせ～

### 《介護保険施設の居住費及び食費の減額申請》

介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）に入所、またはショートステイを利用されている方の居住費、食費負担額の減額認定期間が7月31日で満了することに伴い、8月1日からの減額認定の更新手続き及び新規の申請を受け付けています。

これは、本来自己負担となる介護保険施設での居住費と食費（ショートステイを含む）について、町民税非課税世帯の方を対象に負担の軽減を図るものです。

なお、減額認定は、申請のあった月の初日までしかさかのぼることができませんのでご注意ください。

### 《平成27年8月から負担軽減の基準が変わります》

これまででは、町民税非課税世帯の方が対象でしたが、平成27年8月からは在宅で生活される方との公平性を高めるため、一定額以上の預貯金等の資産をお持ちの方は自己負担いただくよう基準の見直しを行ないます。

今までは、本人及び同一世帯の前年の所得を基に対象となるが判断していましたが、8月からはこれに加え「配偶者の所得」「預貯金等」も勘案されます。

これに伴い、申請書の添付書類として、金融機関への照会に対する同意書、預貯金通帳等の写しが必要となり、町は必要に応じて銀行等に口座情報の照会を行います。また、不正受給した際は、加算金が課される場合があります。

平成27年7月まで		➡	所得要件	・町民税非課税 ・配偶者も町民税非課税（別世帯も含む）
所得要件	町民税非課税		資産要件	預貯金等が一定額以下 単身世帯：1,000万円 夫婦世帯：2,000万円
		平成27年 8月から		

問い合わせ先 保健福祉課 介護保険担当 ⑫番窓口 ☎ 76 - 2151 (内線 230)

## 町民税・子育て会議の委員を募集します

### 《委員公募の概要》

町では津別町子ども・子育て会議の委員を募集します。  
子ども・子育て会議は、保健福祉関係者、児童福祉関係者、教育関係者、町長が必要と認めた者などで構成され、平成27年から5年間の子ども・子育て支援事業計画の確証検証するにあたり、幅広く町民の意見を聞く機関として設置します。

公募期間 平成27年7月1日(水)から7月22日(水)

応募資格 (次の要件を満たしていること)

- ・津別町に住所を有していること
- ・平成27年4月1日現在で、年齢が20歳以上の者
- ・子育て当事者（現に就学前児童または初等教育を受ける児童を養育・監護している方）

募集人員 2名

任期 平成27年8月1日から平成29年7月31日

報酬 月額6300円

(ただし、会議が3時間未満の場合は3150円)

※会議開催は不定期、年3回程度を予定

### 応募方法

- ・応募用紙は、町ホームページからダウンロードできるほか、保健福祉課で配布します。
- ・津別町役場（津別町字幸町41番地）保健福祉課 介護福祉グループへ郵送か持参してください。
- ・応募者多数の場合は、書類選考させていただきます。
- ・応募書類は返却しません。

### 問い合わせ先

保健福祉課 介護福祉グループ  
☎ 76 - 2151 (内線 277)